

資料1

新しい環境基本計画の策定にあたって

平成21年6月11日
生活環境総務課

1 これまでの成果と課題

平成9年3月に策定した後、平成14年3月に改訂、平成19年3月の見直しを経た環境基本計画に基づいた施策の積極的な推進により、現行計画の目標である「自然と共生する地球にやさしい“ふくしま”」の実現に向けて着実な成果が現れている。

一方、環境問題を取り巻く状況の変化などから、今後一層の取組みが必要となっている課題も多い。

(1) 自然と人との共生

○ 成果

下記のような取組みを実施することにより、自然公園などの豊かで多様な自然環境、里地里山や水辺地などの身近な自然環境、及びそこに生息する生物の多様性を保全を推進しました。

また、自然との豊かなふれあいを推進し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育むとともに、人々に心の安らぎを与える良好な景観の保全と創造に努め、自然と人との共生を図りました。

ア 平成19年8月30日に尾瀬国立公園が誕生し、自然公園ふれあい全国大会の開催（平成20年8月30日～31日）などをとおして、貴重な自然を次の世代に引き継ぐことの大切さを発信した。

イ 森林環境税を導入（平成18年4月）し、森林環境基金の活用により、県民の森林づくり活動への参加を支援する、森林ボランティアサポートセンターを開設するとともに、県内各地域で森林づくり活動を実施しているボランティア団体等の活動を支援するなど、森林環境の保全や森林を守り育てる意識の醸成のための事業を推進した。

ウ 河川整備において魚道工、親水性護岸工等の、動植物の生息環境に配慮した親水性のある施設を整備し、野生生物の生息空間を保全するよう努めた。

エ 農村の各集落においては、農地や農道、水路の保全の他に、農地周辺林地の下刈りや景観形成作物作付けなどの取組みを展開して農業の多面的機能を増進している。

資料 1

- オ 「うつくしま『水との共生』プラン」を策定（平成18年7月）し、モデル流域として夏井川流域を選定、平成19年度には「夏井川流域行動計画」を策定するなどにより、連携による流域の健全な水循環を継承するための総合的な施策の推進に努めた。
- カ 平成20年度には产学研官による「きたかた清水ネットワーク」が結成され、地下水涵養実験「冬水田んぼ」を開始、地下水の保全・湧水の復活に向けた連携活動が開始された。
- キ 野生生物保護センターから提供のあった希少野生動植物の生育、生息情報を見環境部局と公共工事部局で共有し、保護に活用している。
- ク 尾瀬や雄国沼において交通規制を実施し、自然環境の保全を図った。
- ケ エコツーリズムやグリーンツーリズムの推進をとおして、本県の豊かな自然環境の保護と適正な利用を図る活動を促進した。
- コ 県営公園の整備を進めるとともに、県内市町村も含め新たに都市公園27.6haを供給し、身近に自然とふれあえる場を確保した。
- サ もりの案内人等指導者養成事業等により、森林とのふれあいをとおして森林の役割や重要性を県民に広く伝えるボランティアの指導者「もりの案内人」を毎年約30名ずつ養成し、啓発活動を推進した。
- シ 優良景観形成住民協定締結のための地区の合意形成や既締結地区における取組みを支援するとともに、協定に基づき実施する修景措置に対する補助金を交付したほか、景観センター育成のための研修会実施、センターによる提言活動支援により、良好な景観形成に寄与した。
- ス 裏磐梯ビジターセンターを管理運営する協議会へ負担金を支出するとともに、エコツーリズムリーダー研修会を実施するなど、裏磐梯地区の自然環境保全に取り組んだ。

【先進的取組】

- ・尾瀬地区における交通システム（全国で初めて観光バスも規制対象）
- ・うつくしま未来博の開催（環境問題への具体的挑戦～エコチャレンジ21の取組み～）
- ・磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域におけるサイン整備等の地域住民、事業者、行政が連携した沿道景観形成の推進
- ・「福島県野生動植物の保護に関する条例」の制定
- ・「うつくしま『水との共生』プラン」の策定
- ・「森林環境税」の導入

資料 1

○ 課題 ~今後の取組みが必要とされる課題は下記のようなものです。~

- ア 自然公園運営や、野生動植物の保護管理は自然保護に対する県民の意識の高まりの一方、事業対象が広いので、国、県、市町村の役割分担等を検討していく必要がある。
- イ 公共工事の計画、実施にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮し、自然環境と調和した施設となるよう、事前調査・検討等を十分に行う必要がある。
- ウ 希少野生動植物の生育・生息情報提供活動の継続と、提供情報の一層の活用を図る。
- エ 農村における集落協定参加者が高齢化しており、農業の多面的機能の増進を図る活動を牽引するリーダーが不足しつつある。また、小規模の集落協定などでは、協定の継続が危ぶまれる状況にある。
- オ 森林整備ボランティアの育成に当たっては、①参加者の固定化による参加者の伸び悩み②指導者の養成と確保③活動資金の確保④団体活動の継続を図るための固定フィールドの確保⑤企業による森林づくり活動の支援が重要である。
- カ 「うつくしま『水との共生』プラン」を推進するため、夏井川流域での取組成果の全県への普及を図る必要がある。
また、各流域における課題等について、行政と水環境活動団体等、水環境活動団体相互間で情報共有を図る必要がある。
- キ 県及び市町村の財政状況が厳しく、事業の重点化・選別化が進む中、都市公園整備の進ちょく鈍化が予測される。
- ク もりの案内人の自発的な活動の支援や、資質の向上が求められている。
- ケ 景観に対する地域住民のさらなる意識高揚及び技術的助言や知識の普及啓発が必要である。
- コ 裏磐梯ビジターセンターの運営については、さらに高度な情報提供や自然観察会の開催等が求められているため、財源確保などの役割分担も含めて、検討していく必要がある。

(2) 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

○ 成果

下記のような取組みを実施することにより、事業活動や日常生活における廃棄物の発生抑制・リサイクルなどによる、ごみゼロ社会の形成を推進するとともに、環境と調和した事業活動の展開、資源・エネルギーの有効利用を推進しました。

更に、ダイオキシン類等化学物質対策、大気、水、土壤等の保全対策、環境負荷を低減する交通システムへの取組みにより、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組みを一層推進してきました。

また、原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた取組みを推進しています。

[ごみゼロ社会の推進]

- ア マイバッグキャンペーン、ごみ減量化ポスターコンクール、「ごみ減量化・リサイクル」キャンペーン・キャラバン、「ごみ減量化コンクール」を実施し、ごみ減量化の取組みを推進した。
- イ 市町村等に対して、ごみ焼却施設に設置される灰溶融施設から生成する焼却灰（溶融スラグ）の再生利用促進を働きかけたほか、資源ごみの分別収集の徹底を呼びかけてリサイクルの推進を図った。
- ウ 産業廃棄物税を導入し、循環型社会づくりに向けて、産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等を図った。
- エ 多量に産業廃棄物を排出する事業者に対して、産業廃棄物の排出抑制、分別及び再生利用に関する事項を盛り込んだ産業廃棄物処理計画の策定を指導して、産業廃棄物の減量化・再利用等の推進を図った。
- オ 産業廃棄物の適正処理のための産業廃棄物適正処理推進ガイドを作成して、排出事業者に対し排出抑制や適正処理を指導するとともに、優良処理業者の育成に努めた。
- カ 不法投棄防止のため、不法投棄監視員や監視カメラなどによる監視活動を行ったほか、地域住民等による監視体制づくりを支援した。
- キ 廃棄物処理業者の許可情報を一元的に管理しインターネットなどで一般に公開するシステムを整備して、産業廃棄物の排出事業者等が安心して廃棄物の処理を委託できる体制を整備した。
- ク 排出事業者による産業廃棄物の排出抑制や減量化を目的とした先進性のある施設設備の整備に対して補助金を交付した。
- ケ 「リサイクル原則化ルール」（平成18年国土交通省通知）に基づき、建設工事に伴って発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃

資料1

棄物として工事現場から搬出する場合は、原則再資源化施設へ搬出しリサイクルに努めている。

- コ 平成14年7月に県中浄化センターの汚泥溶融施設が整備され、汚泥の有効利用や減量化が図られている。
- サ 農業用使用済プラスチック適正処理推進のための研修会を開催するとともに、リサイクルシステムの確立への取組みや排出抑制のための生分解性マルチ導入の取組みに対する助成を行い、農業用使用済プラスチック類の減量化を推進した。

[環境と調和した事業活動の推進]

- ア ISO14001やエコアクション21を取得、運用するためのセミナー等を開催し、事業者による環境負荷の低減活動を促進した。
- イ 簡易包装やレジ袋削減などの環境に優しい事業活動が拡大するための普及啓発活動を実施してきた。
- ウ 産業廃棄物の排出を抑制する製造技術、または再利用が進んでいない産業廃棄物の再利用技術開発を対象とし、事業者へ技術開発費を補助した。
- エ ハイテクプラザにおいて産業廃棄物（ガラス研磨材）の再利用を促進する技術開発に取り組んでいる。
- オ 資源循環型農業地域支援センターを設置し、機能を強化するため、堆肥需給計画の策定や品質向上推進マニュアルの策定等の経費に対して助成とともに、畜産農家に対する指導・助言を実施した。
- カ 平成18年9月に有機栽培の登録認証機関として県農業総合センターが認定され、「ふくしま型有機栽培」等の実証、栽培技術の普及に努め、有機栽培を推進した。
- キ 主要農産物における重要病害虫の防除体系を確立し、農薬適正使用及び被害防止に関する研修会を開催したほか、環境にやさしい米づくりの実践に要する経費に対する助成、技術指導、研修会の開催、販路拡大に取り組むなど、環境と共生する農業の推進に取り組んだ。

[資源・エネルギーの有効利用]

- ア 省エネルギー実践のための普及啓発、省エネルギーセミナーの開催、10月に節電に取組む「省エネチャレンジ“ふくしま”」の実施（平成19年～）により、省エネルギー実践活動を推進した。
- イ 太陽光発電などの新エネルギー導入促進のため、上乗せ補助や普及啓発事業への補助を実施したほか、県有施設への新エネルギー設備の率先導入を推進し、新エネルギーの普及促進を図った。

資料 1

[ダイオキシン類等化学物質対策の推進]

- ア 環境ホルモン等の化学物質の排出抑制を検討するため、有識者で構成する「福島県環境ホルモン評価検討委員会」を設置し、発生源対策として産業廃棄物最終処分場における排出実態等の詳細調査を実施した。また、その結果に基づき、同評価検討委員会より福島県における今後の環境ホルモン対策の方向性について提言を得た。
- イ 「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会」に参画し、北海道室蘭市への運搬について調整を図りながら、平成 20 年 7 月から PCB 廃棄物の搬出を開始し、県内の工場・事業場に長期間保管されている PCB 廃棄物の適正処理を推進した。
- ウ 大気・水・土壌等の環境中に含まれるダイオキシン類や環境ホルモン等についてモニタリング調査を実施し、実態を把握するとともに、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉などの立入検査を行い、排出基準の遵守を監視、指導した。また、ダイオキシン類による土壌汚染が判明した大熊町小入野地区の汚染地域について、大熊町が事業主体となって実施した汚染土壌の除去等の事業を支援した。
- エ P R T R 法や「福島県化学物質適正管理指針」に基づき化学物質の排出量等を把握、公表するとともに、セミナー等を開催し、事業者自らが行う化学物質リスクコミュニケーションを支援した。

[大気、水、土壌等の保全対策の推進]

- ア 大気汚染防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場、事業場の立入検査を実施し、排出基準の遵守を監視、指導した。また、大気汚染の状況を常時監視するとともに有害大気汚染物質やアスベストのモニタリング調査を実施し、実態の把握に努めた。
- イ 大気中の光化学オキシダントを常時監視し、高濃度時には光化学スモッグ予報等を発令し、光化学オキシダントによる被害の未然防止を図った。
- ウ 水質測定計画に基づき公共用水域の水質調査を実施するとともに、水質環境基準の類型指定の見直し、また、新たに水生生物に係る水質環境基準の類型指定を行った。
- エ 水質汚濁源である工場・事業場等に対して排水基準が遵守されるよう監視・指導を行うとともに、生活排水の適正処理について、普及啓発を行った。
- オ 平成 16 年度に「福島県全県域下水道化構想」の見直しを実施し污水処理施設の整備・普及推進に努めている。
- カ 休廃止鉱山から排出される坑廃水を処理する事業者に対して経費の一部を補助し、鉱害発生の防止を図った。

資料 1

[猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全]

- ア 「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」及びその条例の規定により策定した「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」に基づき、生活排水対策、工場・事業場の排水対策、水環境に配慮した農業の推進等の水環境保全対策を図った。
- イ 猪苗代湖北岸部の水環境保全区域の管理として、地域住民や関係機関等との連携の下、ヨシの刈り取りやその堆肥化、ごみ撤去作業を実施した。
- ウ 「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」の活動により、水環境保全に関する意識高揚を図るための啓発等を行ったほか、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金により、地域での水環境保全活動を行う団体・個人に対して支援した。
- エ モニタリング調査や大腸菌群数等の水質調査により、猪苗代湖におけるpH上昇等の水質変動メカニズムを把握するためのデータ収集を実施した。

[環境負荷の少ない交通への取組み]

- ア 県公用車への低公害車の率先導入を推進した。
- イ 「もったいない福島2006」「ふくしま環境・エネルギーフェア2008」等のイベントにおいて低公害車の展示を行い、その普及啓発を行った。

[原子力発電所及び周辺地域の安全確保]

- ア 安全確保協定に基づき、原子力発電所への立入調査や状況確認などにより、事業者の取組み状況を確認した。
- イ 原子力発電所周辺地域において環境放射能テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を行うとともに、測定データをホームページ等で公開している。
- ウ 原子力発電所周辺の環境試料の放射能濃度を測定するとともに、市場流通食品について定期的に放射能の分析を行い、その結果を公表している。
- エ 原子力発電所等からの温排水の漁業資源におよぼす影響を把握するため、定期的な調査を行い、その結果を公表している。
- オ 各種広報媒体を通じて、原子力発電所に関する基礎的な知識の普及啓発を行うとともに、環境放射能の測定結果や県の安全確保対策に関する情報提供を実施している。
- カ 国に対して、耐震安全性の確保や強化、安全規制体制の確立を要請するとともに、事業者に対して、不正問題再発防止対策、耐震安全性の確保を要請した。

資料 1

【先進的取組】

- ・「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全に係る条例」の制定
(閉鎖性水域の水環境悪化の未然防止として全国初)
- ・「福島県化学物質適正管理指針」の策定(「PRTR 法」より広い対象化学物質・事業場)
- ・風力発電所設置事業の「福島県環境影響評価条例」の対象事業への追加
(全国初)
- ・「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」の制定
- ・「福島県循環型社会形成に関する条例」の制定
- ・産業廃棄物税の導入

○ 課題 ~今後の取組みが必要とされる課題は下記のようなものです。~

[ごみゼロ社会の推進]

- ア 一般家庭のごみ減量化については、3R やマイバッグの取組みについての継続的な普及・啓発が重要である。また、事業系一般廃棄物の減量化推進のためには、市町村や一部事務組合をとおした事業所に対する効果的な指導を行う必要がある。
- イ 容器包装廃棄物の分別徹底や集団回収への参加促進、ペットボトルのリサイクル促進については、市町村等から指定法人への円滑な引き渡しの確保が必要である。
- ウ 廃棄物の排出抑制、減量化のための施設整備や処理及び再利用技術の開発等のコストが大きいため、産業廃棄物税を活用するなどした取組みを推進する必要がある。
- エ 廃棄物の排出抑制や再生利用に関する排出事業者の知識や認識の向上を図るため、普及啓発の取組みを促進する必要があるほか、排出事業者や処理業者が行う産業廃棄物の処理については、法令違反や事故がないよう更に周知徹底を図る必要がある。
- オ 産業廃棄物の排出量が依然として高い水準で推移しており、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルをより一層進めるとともに、産業廃棄物の適正処理を促進する必要がある。
- カ アスベスト廃棄物などの新たに社会問題となっている産業廃棄物や、過去の負の遺産である P C B 廃棄物などの問題に適切に対応していく必要がある。
- キ 下水汚泥の減量化にあたっては、現在の汚泥処理状況を踏まえ市町村において地域の特性や地理的条件等に応じた適切な処理方法を選択する必要がある。
- ク 農業用使用済プラスチックの適正処理やリサイクル促進のため、組織的回

資料 1

収率の向上や、塩化ビニル系とポリエステル系等の分別収集の徹底、及び長期展張フィルムや生分解性プラスチックの導入促進を図る必要がある。

ケ 廃棄物の不法投棄は減少傾向にあるが、その内容は悪質・巧妙化しており、その撲滅を目指し、引き続き適正処理の推進や監視活動を強化する必要がある。

[環境と調和した事業活動の推進]

ア 企業が存続していくためには、社会的責任（CSR）を果たしていく必要があるという考え方が普及する中、法を逸脱するような活動をする一部業者の存在により、業界全体の振興が妨げられるような場合もなお存在するので、業界全体や社会全体で環境と調和した事業活動の推進を支えていく必要がある。

イ エコ・リサイクル製品など環境に対する負荷の少ない製品の普及を促進するため、高コストを社会全体で負担することに対する理解と仕組み作りが必要である。

ウ 景気低迷、大型郊外店の進出等によりエコ・ショップの認定小売店等の廃業が見られる中、参加する割合の向上や、レジ袋有料化などの更なる取組みが重要で、エコ・オフィス、エコ・レストランの普及が課題である。

エ 新しい技術の開発には、多大なコストと時間を要するので、実用可能な製品化を見据えた長期的な計画と、進行管理に基づいた取組みが重要である。

オ 循環型農業の推進のためには、畜産農家、耕種農家、堆肥センターの強力な連携のもとでの良質堆肥の製造と販売、広域的な供給システムの構築が必要である。

カ 化学農薬の使用量を減少させ、環境と共生する農業を推進するためには、残留農薬のポジティブリスト制度の周知徹底、農産物のトレーサビリティシステムの対応強化及び監視体制の整備、生物的防除技術等を取り入れた化学農薬低減技術の導入を促進する必要がある。

キ 化学肥料使用量の削減、有機栽培など環境と共生する農業を推進するためには、地域ぐるみでの取組み、農産物の付加価値販売との連携、地球温暖化への対応や生産費の低減等への対応、有機質肥料を地域内で容易に入手できる仕組みづくり、消費者や食品関係事業者の理解と連携が重要である。

[資源・エネルギーの有効利用]

ア 県民の省エネルギーに対する意識は高まっていると考えられるが、行動に結びつけるためには無理なく実践できる省エネルギー行動を誘発する必要があり、個人の取組みが可能な省エネルギー活動に確実に取り組むための意識

資料 1

啓発が必要である。

- イ 県の財政状況から、県有施設への新エネルギーの設備導入は困難さが増しているが、行政による率先導入の観点から、施設の新設・改修などの機会を捉え、極力導入に努めていく必要がある。
- ウ 新たに新エネルギーに加えられた小水力発電及び地熱発電のほか、雪氷冷熱や温度差エネルギーなど、まだ県内で普及が進んでいない新エネルギーの普及拡大にも取り組んでいく必要がある。

[ダイオキシン類等化学物質対策の推進]

- ア 本県における削減状況は、国が策定した「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」における削減目標を上回るペースで推移しているが、一部の地域でダイオキシン類による環境汚染が判明するなど、適切な対応を必要とする事案が発生しているため、今後も引き続き発生源の立入検査や環境中のモニタリング調査を実施していく必要がある。
- イ 化学物質による人の健康や生態系への影響が懸念されている中、化学物質の流出事故等の発生など化学物質に係る問題事案が続発しており、化学物質の実態把握、適正な管理についての指導及びリスクコミュニケーションの取組み等、環境への影響を未然に防止する対策を一層強化する必要がある。

[大気、水、土壤等の保全対策の推進]

- ア 大気環境の状況を効率的かつ的確に把握するため、平成20年1月に策定した「福島県大気常時監視測定局配置計画」に基づき、測定局の新設・移設等を適正に進める必要がある。
また、会津若松市で初めて光化学スモッグ注意報が発令されるなど、光化学オキシダントによる汚染が広域化しており、県内の光化学オキシダントを的確に把握するとともに、光化学オキシダントの被害防止対策を一層推進する必要がある。
- イ 環境に影響を及ぼす大気汚染事故や水質汚濁事故の発生件数が増加傾向にあるなど、安全で安心な生活環境の確保の観点から、工場、事業場の立入検査や事故防止対策の指導等を一層推進していく必要がある。
- ウ 有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握や有害大気汚染物質に関する有害性情報の収集を推進する必要がある。
- エ 公共用水域の水質環境基準を達成するため、工場・事業場等の水質汚濁源に対する対策と併せて、生活排水における汚濁低減の対策をさらに推進する必要がある。
- オ 効果的な対策が難しい自然由来の汚濁や内部生産等の影響が大きい湖沼等の閉鎖性水域の水質改善が課題である。
- カ 下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の汚水処理については、各汚水処理

資料1

施設の特性を踏まえ、市町村等は地域の実情に応じた適切な整備手法を選択する必要がある。

キ 国に対して、効果的かつ経済的な鉱害防止の技術開発を促進し、抜本的な新技術手法の確立を求めていくことが重要である。

[猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全]

ア 猪苗代湖においては、湖水の中性化の進行に伴い、水質の自然浄化機能が低下しつつあり水質の悪化が懸念される。また、裏磐梯湖沼群の檜原湖、小野川湖、秋元湖においては、C O D 値が近年上昇する傾向が見られ水質の悪化が懸念される。このため、猪苗代湖水環境保全条例等に基づき、より一層の水環境保全対策を推進する必要がある。

[環境負荷の少ない交通への取組み]

ア クリーンエネルギー自動車は他の自動車に比べて割高であるため、引き続き、そのメリットである燃費性能や、二酸化炭素排出量の削減、税のグリーン化などについてあらゆる場を利用して、アピールし、普及促進する必要がある。

イ 引き続き県内企業の物流に関する実態及びニーズ把握に努めるとともに、郡山西部第二工業団地において開催した「グリーン物流推進研究会」の成果を広く周知し、他地域での取組みにつなげる必要がある。

[原子力発電所及び周辺地域の安全確保]

ア 全国有数の原子力発電所立地県である本県においては、原子力発電所の安全確保は極めて重要な課題であり、県としても、立地自治体の立場から、県民の安全・安心を確保するため、耐震安全性の確保、高経年化対策等の安全確保対策の充実強化、情報公開の徹底等、様々な課題に対応していく必要がある。

(3) 地球環境保全への積極的な取組み

○ 成果

下記のような取組みを実施することにより、地球温暖化対策などの目標に向けた取組みを県民運動、県民総参加の運動として展開し、全県的な対策を推進した。

ア 京都議定書の削減目標を踏まえ、本県における地球温暖化防止のさらなる行動に取り組むため、地球温暖化対策推進計画を改正（平成18年3月）し

温室効果ガス8%削減に向けた対策を進めることとした。

- イ 2010年度までの3年間を低炭素社会に向けたより一層の転換を図る期間とするため、地球温暖化対策推進計画のアクションプランとなる「地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略」を策定し、一層の取組推進を図ることとした。(平成20年2月)
- ウ 地球温暖化対策を県の重点施策として推進するため、「ふくしま地球温暖化対策推進本部会議」を新たに設置し、全庁一丸となる推進体制を整備した。(平成20年2月)
- エ 地球温暖化防止等の取組みを、産学民官の連携による県民総参加の運動として展開するため、活動の推進母体となる「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」(平成20年5月)を設立し、「環境・エネルギーフェア2008」の開催を始め、福島議定書事業、エコドライブ推進キャンペーン等の各種啓発事業を展開した。
- オ 県民運動のリーディングプロジェクトとなる「環境・エネルギーフェア2008」(平成20年12月)を開催し、省エネ、新エネ、廃棄物減量化等に向けた最新技術の情報発信やライフスタイルの提案、ネットワークづくりの支援を図った。
- カ 「福島議定書」事業の参加対象を事業所等に拡充し、多数の団体の参加を得て省エネルギー等の実践的な取組みを推進した。

【先進的取組】

- ・ 地球温暖化対策など県民運動としての推進
- ・ 地球温暖化防止に向けた県独自の目標の設定とその対策の推進
- ・ 環境・エネルギーフェアの開催

○ 課題 ~今後の取組みが必要とされる課題は下記のようなものです。~

- ア 温暖化対策は喫緊の課題であることから、より実効性の高い取組みを県民・事業者等県民総参加で取り組む必要がある。

(4) 環境教育・学習の推進

○ 成果

下記のような取組みを実施することにより、地域や学校、職場など様々な場における環境教育・学習の充実を図るとともに、学校、地域等における指導者の育成を図りました。

また、学校や地域の自主的な環境教育・学習を支援するために、情報や教材の提供など環境教育・学習基盤の充実に努めました。

資料 1

- ア 平成18年3月に「環境教育・学習プログラム」（指導者用マニュアルや学習者用テキスト、写真や図表から構成）を作成し、県内の小・中学校等に配布するとともに、このプログラムや環境教育の指導者・団体、各主体の取組みなどの情報を掲載した「ふくしまの環境教育・学習に関するデータベース」を開設・運用して、環境教育を効果的に推進した。
- イ せせらぎスクール、こども葉っぱ判定士、スターウォッチング、こどもエコクラブなどの環境学習プログラムについて、小中高等学校や公民館に参加を呼びかけたほか、各種の指導者養成研修や県民講座、イベント等でPRし、環境学習を普及推進した。
- ウ 地域に密着した環境保全活動等を行っている団体の指導者等を対象とし、環境教育や環境保全活動のリーダーである環境保全推進員（通称：うつくしまエコリーダー）を養成するため、エコリーダー養成講座、エコリーダーステップアップ講座、エコリーダー交流会を開催し、地域に密着した環境保全活動の推進を図った。
- エ 「せせらぎスクール」指導者養成講座を開催し、せせらぎスクールの参加者拡大、ひいては水環境保全意識の高揚を図った。
- オ 森林環境教育指導者養成セミナーを開催し、地球温暖化対策の一つである二酸化炭素吸収源としての森林の整備や保全の重要性について学校教育や社会教育の場で実践する指導者の育成を図った。
- カ 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物等の発生から処理、リサイクルまでの一連の過程を親子で学ぶ「ごみの未来を考える見学会」を開催するとともに、学習用パンフレットを作成し、県内の小学校4年生全員に配付し、廃棄物の処理に関する正しい知識と必要性についての普及啓発を図った。

【先進的取組】

- ・ フォレストパークあだたら アクアマリンふくしま
(循環の理念に基づいた環境学習施設) の整備
- ・ 体験的環境教育推進事業、うつくしまエコライフ実践校事業等による子どもたちの環境学習の推進
- ・ 福島議定書事業への積極的参加
- ・ せせらぎスクール参加者数が全国一
- ・ 県民、事業者、及び行政が一体となった環境保全活動の推進

○ 課題 ~今後の取組みが必要とされる課題は下記のようなものです。~

- ア 学校教育の現場や自治体等が主催する講座等への参加を通した環境学習のみならず、県民自らが自主的に学習する機会の増加を図れる多様な方法を用

資料 1

意する必要がある。

イ 県民の環境問題に対する意識は全般的には向上してきたが、環境問題に対する意識の低い層に向けた効果的な啓発を行っていく必要がある。

(5) 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築

○ 成果

下記のような取組みを実施することにより、各主体の自発的な活動の促進と連携、環境に配慮した消費活動の促進、環境マネジメント等の普及を図るとともに、県自らが一事業者、一消費者としての環境保全に向けた取組みや県域を越えた広域的な取組みを進めました。

- ア 人材育成事業などの各種事業を実施して自主的な環境保全活動を促進した。
- イ 環境にやさしい買い物（グリーン購入）推進キャンペーンを実施して3Rの取組みを推進した。
- ウ うつくしま、エコ・ショップ等認定事業を実施し、ごみの減量化・再生利用を推進した。
- エ 環境管理セミナーやエコアクション21の説明・相談会を開催し、事業者の環境保全に関する自主的な取組みを推進した。
- オ ふくしまエコオフィス推進事業により、県自らの環境保全活動の推進を図った。
- カ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の基本的目標の達成に向けて、民間団体、地域住民団体及び行政が連携して「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」を設け、水環境保全活動の支援、啓発活動及びクリーンアップ等の実践活動を行っている。また、この協議会においては、「湖美来クラブ」の会費や募金、寄付による「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金を運営し、流域での水環境保全活動を支援している。
- キ 猪苗代湖の水質保全調査においては、日本大学工学部、国立環境研究所と県とが連携協力し、総合的な視点から共同研究を実施した。また、環境保全活動団体、民間試験検査機関と福島大学・日大工学部等と行政とが協議会を設け、民産学官の協働による水質調査を実施した。
- ク 環境省の大気汚染物質広域監視システムへ参加することにより、広域監視体制を強化した。
- ケ 南東北三県が県境地域において産業廃棄物不法投棄対策に係る合同パトロールを行い、不法投棄防止を推進した。

資料 1

【先進的取組】

・ 地球にやさしい“ふくしま”県民会議の設置

- 課題 ~今後の取組みが必要とされる課題は下記のようなものです。~
 - ア 環境問題への対応にあたっては、一過性でなく継続した取組みが重要である。
 - イ 循環型社会形成に向けて、環境に配慮した消費行動を一層推進するため、適切な情報提供や知識の普及啓発が必要である。
 - ウ 事業者による環境保全の取組みを推進するため中小企業でも比較的取得しやすいエコアクション21などの取組みを積極的に普及啓発する必要がある。
 - エ 県の事業者、消費者としての取組みとしてISO14001の認証を取りやめた後の新たな「ふくしまエコオフィス実践計画」の策定について検討する必要がある。
 - オ 広域的な大気汚染、流域における水環境の保全、廃棄物の越境問題、地球温暖化問題など、県境を越えた環境問題に対して、国、地方公共団体及び関連団体などと協力・連携し、情報交換や共同調査、共同事業を行う必要がある。

(6) 共通的・基盤的な施策の推進

○ 成果

下記のような取組みを実施することにより、環境影響評価による環境配慮の推進・普及、環境と調和のとれた土地利用の推進、環境に配慮したゆとりある生活空間の形成を進めるとともに、総合的な調査研究、監視体制の整備、環境保全に関する情報の収集と提供、環境保全のための各種政策手法の活用など、環境保全に向けた共通的・基盤的な施策の推進を図りました。

- ア 平成14年3月以降所定の手続きにより15件の環境影響評価書の提出を受けたほか、平成18年3月に環境影響評価条例を改正して環境影響評価書に対し知事意見を述べる規定を追加する等して、大規模事業がもたらす環境への影響の未然防止に取り組んだ。
- イ 公共事業の各工事において、「福島県の絶滅のおそれのある野生生物の生息区域」との関係がある場合は、特記仕様書に記載し、保護対策等を講じることとしている。
- ウ 「うつくしまエコイベント」の認定制度により、環境負荷の小さなイベントを推進している。

資料 1

- エ 「福島県国土利用計画管理運営事業実施要領」に基づき、地目ごとの土地利用の現況を調査し、県土利用の現況がどのように推移しているか把握しているほか、大規模土地利用事前指導要綱に基づき、適正な土地利用について指導している。
- オ 商業まちづくり推進条例に基づき、平成18年6月に商業まちづくり基本方針を策定するとともに、平成19年度から、6市町において、他の市町村のモデルとなる商業まちづくり基本構想が策定された。
- カ 県営公園の整備を進めるとともに、県内市町村も含め新たに都市公園約276haの供用を図った。
- キ 緑の文化財保全対策事業により、緑の文化財の保護・保全対策に対して支援している。
- ク 毎年8月の「道路ふれあい月間」及び8月10日の「道の日」において、ゴミ拾いの実施、道路愛護団体への作業用品の支給などの清掃活動に取り組んでいる。また、道路愛護団体と県の協働事業として「ふくしまの道サポートプログラム」により、良好な道路環境の維持管理に努めている。
- ケ 每年7月の第1日曜日を「河川愛護デー」と定め、この日を中心に関連事業者、行政の協力・連携のもとで、全県の河川・海岸清掃活動（クリーンアップ作戦）を実施する等、清掃活動に取り組んでいる。
- コ 環境監視機器整備事業、産業廃棄物関係モニタリング機能強化事業、ダイオキシン類・環境ホルモン環境モニタリング調査事業、大気汚染常時監視事業、アスベスト一般環境モニタリング調査事業、公共用水域・地下水の水質常時監視事業、猪苗代湖水質モニタリング調査事業を実施した。
- サ 水田から発生する温室効果ガス（メタンガス）を抑制する水稻栽培の管理技術を開発した。
- シ 堆肥等の施用による環境への影響を調査し、適切な堆肥の施用量等を明らかにした。
- ス 果樹栽培における環境負荷軽減技術として、リンゴの農薬散布回数の削減技術を開発した。
- セ ふくしま産学官連携推進事業により、環境をテーマとした産学官連携による研究会活動、可能性試験及び共同研究の費用を補助している。
- ソ 環境施策の総合的な拠点機能の具現化を図るため、「環境拠点機能のあり方に関する意見交換会」の開催（平成14年度）、「環境施策県民等意向調査（アンケート調査）」の実施（平成17年度）、「福島県環境施策推進拠点機能検討委員会」の開催（平成18～19年度）を経て、当委員会において、「環境施策推進拠点機能の在り方」がとりまとめられた。
- タ 環境白書を発行（年1回）するとともに、広報誌やホームページにより情報

資料 1

提供（隨時）している。

- チ 原子力発電所周辺地域等の環境放射能の監視、測定を適切に実施するため、施設・機器を計画的に整備した。
- ツ 「うつくしま・ふくしま畜産環境資金」の貸付制度により、畜産農家の環境対応施設の整備を促進した。

【先進的取組】

- ・「福島県環境施策推進拠点機能の在り方」のとりまとめ

- 課題 ~今後の取組みが必要とされる課題は下記のようなものです。~
 - ア 戦略的環境アセスメントに関しては、環境省がガイドラインを作成したものの、導入にあたっての課題も多いため、引き続き検討する必要がある。
 - イ 公共工事において、野生動植物の生息・生育環境に配慮し、自然環境と調和した施設となるよう、配慮する必要がある。
 - ウ エコイベント認定事業数は、ほぼ横ばいで推移しており、認定事業数の増加に向けて周知・広報を図る必要がある。
 - エ 土地利用の現況の推移から、今後の土地利用上の課題、問題点等を把握し、次期「福島県国土利用計画」へ活かしていく必要があるほか、適正な土地利用についても、継続して指導していく必要がある。
 - オ 商業まちづくりを推進する上で、条例の基本理念を地域のまちづくりの主体である市町村に浸透させて、共通の理念としていく必要がある。
 - カ 枯死のおそれや災害による被害を受けた緑の文化財に対し、樹勢回復のための手当や生育環境の整備等の保護・保全対策が引き続き必要である。
 - キ 県及び市町村の財政状況が厳しく、事業の重点化・選別化が進む状況の中、都市公園整備の進捗が鈍化することが予測される。
 - ク 平成20年度までは、道路愛護団体に対して交付金による支援も行ってきたが、平成21年度からは消耗品等の支給による活動支援のみになるため、道路愛護団体のニーズを把握し、活動しやすいような調整が必要となる。
 - ケ 河川管理の一環として不法投棄の防止に取り組むとともに、清掃活動を側面から支援する必要がある。
 - コ 親水性に配慮した河岸整備が進んだことで河川に接する機会が増加したため、河川利用者に対し急な増水等への危険性を周知する必要がある。
 - サ 地球環境問題、循環型社会構築などの課題の解決に向け、関係機関との調査研究、共同事業等における連携を強化する必要がある。
 - シ 農業生産の持続的な発展を図るため、温暖化対策や環境と共生した生産技術を今後も研究していく必要がある。

資料 1

- ス 環境問題がますます複雑多様化するなかで、環境保全活動に県民、民間団体、事業者、行政等の広範な主体が一体となって取り組んでいくための仕組みづくりが必要である。
- セ 環境に関する様々な情報を収集し、県民などに総合的・体系的かつ分かりやすく提供する必要がある。
- ソ 大規模（家畜排せつ物法適用対象）畜産農家における家畜排せつ物の管理施設の整備が進んだが、防水シート等を用いた簡易施設で対応している小規模畜産農家等の恒久的な施設整備や生産堆肥の流通促進のための施設等整備に対しての支援が引き続き必要である。